

# 2026 7月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局



ハローワーク会津若松

〒965-0877 会津若松市西栄町2-23

TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方

〒966-0853 喜多方市宇千刈8374

TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津

〒967-0004 南会津町田島字行司12

TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和8年5月分) 会津地域:1.13倍 福島県:1.22倍 全国:1.17倍

●労働力調査(令和8年5月分) 完全失業率:2.5% 完全失業者数:185万人

\*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

## ■ 最近の雇用失業情勢(令和8年5月分)

●有効求人倍率は1.13倍(会津若松:1.21倍 喜多方:0.86倍 南会津:1.05倍)となり前年同月を0.02ポイント下回りました。

●正社員有効求人倍率は1.02倍で前年同月を0.01ポイント上回りました。

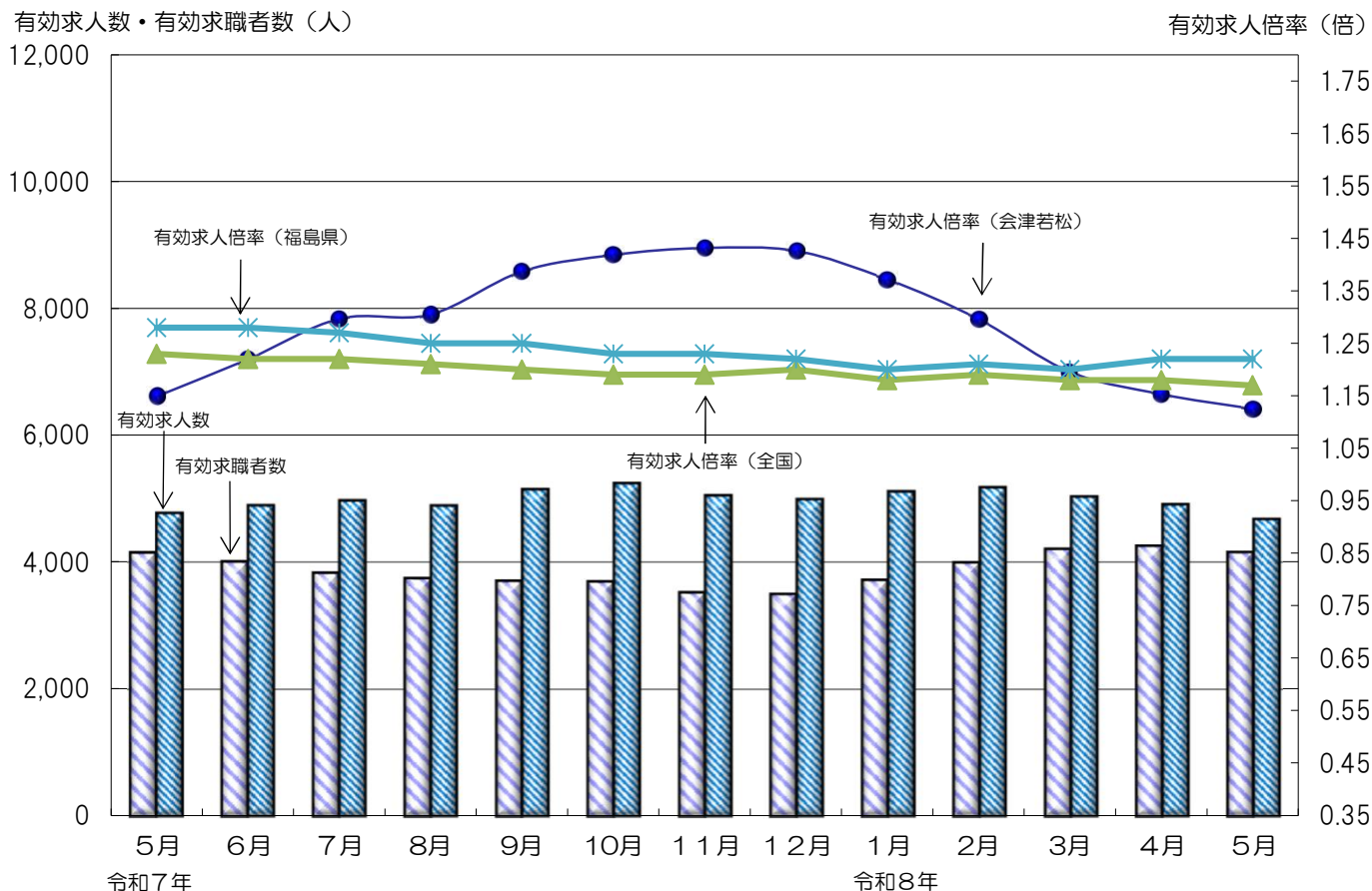
●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は4,671人となり前年同月比96人減少(2.0%減)
- ・月間有効求職者数は4,152人となり前年同月比4人増加(0.1%増)
- ・新規求人数は1,294人となり前年同月比191人減少(12.9%減)
- ・新規求職者数は834人となり前年同月比81人減少(8.9%減)



福島労働局職業安定部・  
ハローワーク  
公式マスコットキャラクター  
福まる

### 有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率の推移



## ■ 高卒求人の早期提出等を要請

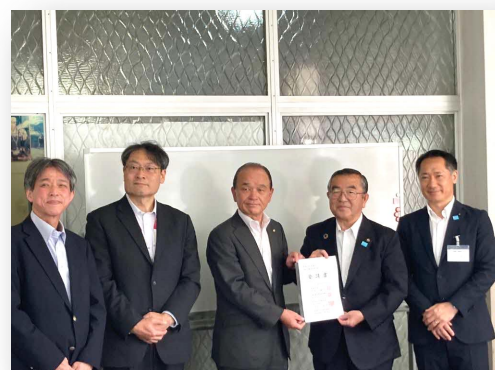
お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門  
電話0242(26)3333 (31#)

ハローワークでは、下記の日程で会津若松市長や喜多方市長等との合同により、管内の主要経済団体などを訪問し、高卒者等の雇用促進について協力を要請しました。

● 令和8年5月26日（火）：ハローワーク喜多方所長、喜多方市長、県会津地方振興局長及び県高等学校長協会会津支部長（代理：西会津高校長）との合同により、会津喜多方商工会議所様、きたかた商工会様、株式会社アップルツリー喜多方工場様、株式会社レゾナック・アルミ喜多方様を訪問。

● 令和8年5月27日（水）：ハローワーク会津若松所長、会津若松市長、県会津地方振興局長及び県高等学校長協会会津支部長（代理：若松商業高校長）との合同により、会津若松商工会議所様、会津地区経営者協会様、福島県中小企業家同友会会津事務所様を訪問。

昨年の会津地域における高卒求人数は、前年より4.4%減少した一方で、高卒者の県内就職率は、63.9%と前年より3.6ポイント増加しました。若者の地元就職の一層の促進のためには、更なる求人の確保が必要となり、また、職場定着のためには、生徒が夏休み期間中に職場見学を行い、仕事内容を正しく理解した上で応募先を選択することが必要となりますので、事業主の皆さまにおかれましては、早期の求人提出についてご理解とご協力をお願いします。



● 5/26（火）HW喜多方所長（向かって左から2人目）  
会津喜多方商工会議所様への要請



● 5/27（水）HW会津若松所長（向かって右から2人目）  
会津若松商工会議所様への要請

## ■ 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門  
電話0242(26)3333 (31#)

| 項目         | 令和8年5月 |       |       |       | 令和7年5月 |       |       |       | 前年同月比  |        |
|------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
|            |        | 男     | 女     | 常用    |        | 男     | 女     | 常用    |        | 常用     |
| 1 新規求人数    | 1,294  | -     | -     | 1,148 | 1,485  | -     | -     | 1,319 | -12.9% | -13.0% |
| 2 月間有効求人数  | 4,671  | -     | -     | 4,265 | 4,767  | -     | -     | 4,331 | -2.0%  | -1.5%  |
| 3 新規求職申込件数 | 834    | 383   | 451   | 823   | 915    | 428   | 487   | 901   | -8.9%  | -8.7%  |
| うち45歳以上    | 506    | 248   | 258   | 497   | 540    | 276   | 264   | 532   | -6.3%  | -6.6%  |
| 4 月間有効求職者数 | 4,152  | 2,025 | 2,124 | 4,109 | 4,148  | 2,082 | 2,062 | 4,087 | 0.1%   | 0.5%   |
| うち45歳以上    | 2,463  | 1,278 | 1,185 | 2,428 | 2,479  | 1,335 | 1,143 | 2,430 | -0.6%  | -0.1%  |
| 5 紹介件数     | 750    | 318   | 432   | 697   | 911    | 494   | 417   | 822   | -17.7% | -15.2% |
| うち45歳以上    | 410    | 192   | 218   | 369   | 445    | 234   | 211   | 384   | -7.9%  | -3.9%  |
| 6 就職件数     | 288    | 132   | 156   | 264   | 338    | 189   | 149   | 317   | -14.8% | -16.7% |
| うち45歳以上    | 163    | 82    | 81    | 146   | 182    | 93    | 89    | 160   | -10.4% | -8.8%  |
| 7 充足数      | 267    | -     | -     | 246   | 283    | -     | -     | 261   | -5.7%  | -5.7%  |
| 8 新規求人倍率   | 1.55   | -     | -     | 1.39  | 1.62   | -     | -     | 1.46  | -0.07  | -0.07  |
| 9 有効求人倍率   | 1.13   | -     | -     | 1.04  | 1.15   | -     | -     | 1.06  | -0.02  | -0.02  |
| 10 就職率（%）  | 34.5   | 34.5  | 34.6  | 32.1  | 36.9   | 44.2  | 30.6  | 35.2  | -2.4   | -3.1   |
| うち45歳以上    | 32.2   | 33.1  | 31.4  | 29.4  | 33.7   | 33.7  | 33.7  | 30.1  | -1.5   | -0.7   |
| 11 充足率（%）  | 20.6   | -     | -     | 21.4  | 19.1   | -     | -     | 19.8  | 1.5    | 1.6    |

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

## ■ ミニミニ職場見学会について

お問合せ先：ハローワーク会津若松職相第二部門  
電話0242(26)3333 (42#)

### < ミニミニ職場見学会を開催しました！ >

- 日 時：令和8年5月28日（木）13時30分～
- 見学先：「株式会社 しなのき」様
- 内 容：「デイサービス新横東・有料老人ホーム新横東」の見学
- 参加者：ハローワークへの求職登録者3名



● 施設入口と職場見学の様子

ハローワーク会津若松の人材確保対策コーナーでは、定期的に「ミニミニ職場見学会」を開催しています。

今回は「(株)しなのき」様のご協力により「デイサービス新横東・有料老人ホーム新横東」施設の見学を行いました。参加された3名の求職者の方は、担当者様の案内により施設内の見学を実施し、仕事内容の詳しい説明を伺い、積極的に質問を行うなど熱心に見学されていました。ハローワーク会津若松の人材確保対策コーナーでは、職場見学にご協力いただける事業所様を募集していますので、見学可能な事業所様におかれましては、職業相談第二部門までご連絡をお願いします。



## ■ 高齢者・障害者雇用状況等報告について

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門  
電話0242(26)3333 (31#)

### 事業主の皆さまへ

### 高齢者・障害者雇用状況等報告の提出について 【提出時期】 6月1日～7月15日

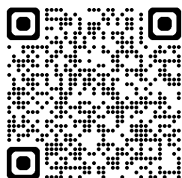
事業主は、毎年6月1日現在の高齢者・障害者の雇用状況等を、管轄の公共職業安定所（一部地域では労働局）を経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項

なお、報告は、デジタル庁e-Gov電子申請システムを使用する電子申請による方法のほか、郵送または来所により提出できます。

### < 手続きはコチラ！ >

< 高齢者雇用状況報告の電子申請 >   < 障害者雇用状況報告の電子申請 >



電子申請の手順

高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告

Step 1

厚生労働省のホームページからアクセスしてください。

「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「雇用」トピック一覧>「高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について」の順にクリックします。下記リンクからもアクセスできます。

『高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について』  
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kounseisha/index\_00001.html  
※ 令和8年6月1日よりアクセスいただけます。

QRコード

Step 2

上記ページの「電子申請の方法」メニューにおいて、e-Gov電子申請による「高齢者雇用状況等報告」および「障害者雇用状況報告」の申請方法等についてご案内しています。

・「電子申請の方法（高齢者）」>「高齢者雇用状況報告の申請手続きへ」  
・「電子申請の方法（障害者）」>「障害者雇用状況報告の申請手続きへ」  
の順にそれぞれクリックすると、e-Gov電子申請にアクセスできます。

電子申請にあたっての留意事項

障害者雇用状況報告について

・ 入力においては、必ず令和8年6月1日以後にe-Govホームページからダウンロードした様式（マイクロソフトエクセル）をご利用ください。  
・ 提出は、マイクロソフトエクセルに限ります。（PDFでの提出は不可）  
・ 事業主控えとして、必ずデータを保存した後にご提出ください。

電子申請の方法・端末の設定の詳細は、デジタル庁の「e-Gov利用者サポートデスク」へご確認ください。

【e-Gov電子申請ホームページ】https://shinsei.e-gov.go.jp/

【お問い合わせ先】e-Gov利用者サポートデスク：050-3786-2225  
6・7月受付時間：（平日）9:00～19:00（土・日・祝）9:00～17:00

QRコード

## 事業主の皆さまへ 外国人労働者の雇用保険手続きをお忘れなく！



労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても、原則として（※）、雇用保険の被保険者となりますので、速やかに加入手続きをお願いします。

※ ただし、出向等で日本に駐在している外国人であって、母国の失業補償制度に加入している方は日本の雇用保険の加入対象とはなりません。

### ＜雇用保険の適用要件＞

- 1 週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上の雇用見込みがあること

また、労働施策総合推進法第28条により、外国人の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています（※）。

雇入れ時の届出は、雇用保険の加入手続きと同時に行うことができます。記入方法は裏面をご覧ください。

※特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

#### 事業主の皆さまへ

#### 外国人労働者の雇用保険手続きをお忘れなく！

労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても、原則として※、雇用保険の被保険者となりますので、速やかに加入手続きをお願いします。

※ ただし、出向等で日本に駐在している外国人であって、母国の失業補償制度に加入している方は日本の雇用保険の加入対象とはなりません。

#### 雇用保険の適用要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上の雇用見込みがあること（注）

（注）②の適用要件について

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当します。

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- ・雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がない
- ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約で雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある

また、労働施策総合推進法第28条により、外国人の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています※。

雇入れ時の届出は、雇用保険の加入手続きと同時に行うことができます。記入方法は裏面をご覧ください。

※特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。

届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

#### 雇用保険加入手続き時の注意点

- 加入手続きは事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して行います。
- 現在未加入でも、加入すべき方であったことが確認された場合には、**さかのぼって加入**できることとなっています。
- 事業主が加入手続きをしていないと思われる場合には、労働者は自ら、ハローワークに対し、雇用保険の加入が必要であるか否かの確認を請求することができます。



LL070804版01

# 雇用保険業務取扱状況

| 項 目    |           |          | 令和8年5月 | 令和7年5月 | 前年同月比(%) |
|--------|-----------|----------|--------|--------|----------|
| 適用関係   | 新規適用事業所数  |          | 6      | 11     | ▲ 45.5   |
|        | 廃止事業所数    |          | 10     | 33     | ▲ 69.7   |
|        | 月末現在事業所数  |          | 4,897  | 4,944  | ▲ 1.0    |
|        | 資格取得者数    |          | 1,071  | 1,230  | ▲ 12.9   |
|        | 資格喪失者数    |          | 648    | 789    | ▲ 17.9   |
|        | 月末現在被保険者数 |          | 66,285 | 68,065 | ▲ 2.6    |
| 給付関係   | 一般（基本手当）  | 受給資格決定件数 | 239    | 291    | ▲ 17.9   |
|        |           | 受給者実人員   | 913    | 817    | 11.8     |
|        | 高齢給付      | 受給者数     | 190    | 188    | 1.1      |
|        | 短期特例      | 受給者数     | 8      | 13     | ▲ 38.5   |
|        | 再就職手当     | 支給人員     | 79     | 79     | 0.0      |
|        | 就業促進定着手当  | 支給人員     | 16     | 20     | ▲ 20.0   |
| 雇用継続給付 | 高 年 齢     | 受給要件確認件数 | 47     | 52     | ▲ 9.6    |
|        |           | 受給者実人員   | 580    | 813    | ▲ 28.7   |
|        | 育 児 休 業   | 受給要件確認件数 | 55     | 66     | ▲ 16.7   |
|        |           | 受給者実人員   | 539    | 593    | ▲ 9.1    |
|        | 介護休業      | 受給者数     | 6      | 4      | 50.0     |
|        | 一般教育訓練    | 受給者数     | 10     | 24     | ▲ 58.3   |
| 教育訓練給付 | 専門実践教育訓練  | 受給者実人員   | 0      | 1      | ▲ 100.0  |